部内各課長 関係地方機関の長

農林水産部長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(送付)

このことについて、平成26年2月14日付け25建総第1083号及び25建企 第453号で建設部長より送付がありました。

平成26年2月3日付け国土建第272号通知の「1.建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて」、「3.監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」は、これにより適切に対応してください。

「2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」は、引き続き平成23年6月24日付け23農検第214号「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用」により対応してください。

担当 工事検査グループ

電話 052-954-6400 (ダイヤルイン)

052-961-2111 (代表)

内線 3631

25建総第1083号 25建企第453号 平成26年2月14日

農林水産部長

殿

愛知県公営企業管理者企業庁長

愛知県建設部長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(送付)

このことについて、平成26年2月3日付け国土建第272号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり改正の通知がありました。

なお、本通知中「1 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて」に係る愛知県 建設部発注工事の運用を別紙のとおり取りまとめましたので事務の参考にしてください。

- ※別紙については、後日、愛知県建設部が作成する「施工体制の適正化に向けての現場点検の 手引き(案)」に掲載します。
- ※施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)掲載先

URL (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/hikkei-shiryo.html)

担当

< 監理技術者等・現場代理人に関すること> 建設企画課土木技術グループ 電話 052-954-6507(ダイヤルイン) 建設企画課建築技術・工事検査グループ 電話 052-954-6615(ダイヤルイン) <入札に関すること> 建設総務課契約第一グループ 電話 052-954-6608(ダイヤルイン) 建設企画課調整グループ 電話 052-954-6506(ダイヤルイン) 1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、**当該規定については監理技術者には適用されない**ことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあた り相互に調整を要する工事(※)で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接し た場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合 に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で 行う場合や工事の相当の部分を同一下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して 差し支えない。
- (2) (1) の場合において、**一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする**。
- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設**又は多数の者が利用する施設**等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。
- ●上記、当面の取扱いに該当する工事の例を以下に挙げる。

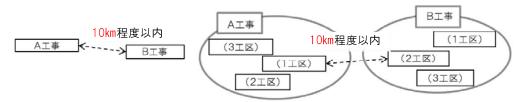
「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・国道、県道等における同種・類似工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・工事間で土砂等を流用する工事・工事用道路を共用する工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事 等

なお、もう一つの要件である「工事現場の相互の間隔が10km程度」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。(極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には適用しないものとする。)



複数の施工箇所を有する工事の場合 最も近接する施工箇所間の距離を基準としてよい

●上記、当面の取扱いを適用する場合、**同一の主任技術者が管理することができる工事の数は原則2件まで**とする。

なお、従来どおり、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が**隣接した場所**(**重なる場合を含む。)または同一区域内**において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれら二以上の工事を管理することができる。



●建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者との兼務を 行う場合は、**主任技術者の兼務届(様式23の3)を提出するものとする**。(専任を要しない技術者どうしの兼務については届出を要しない。)

なお、請負者が他の工事の入札に参加を予定する場合において、事前に当該入札参加予定工事の主任技術者との兼務について連絡等があった場合の兼務の可否については、当該入札参加予定工事の発注者が判断する。

国土建第272号 平成26年2月3日

愛知県建設部長 殿

国土交通省土地·建設產業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成25年2月5日付け国土建第348号)を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者 団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」(平成25年9月19日付け国土建第162号)は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互 の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施 工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。な お、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一 括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場 合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。
- 2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号)(別紙1)において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第315号)のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」(平成21年6月30日付け国総建第75号)(別紙2)において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上



第27条第2項) (建設業法施行令

<u>前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある</u>二以上の建設工事を同一の建設業者が<u>同一の場所又は近接し</u> <u>た場所</u>において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い(H25.2.5より実施)

程度 工事現場の相互の間隔が<mark>5km</mark> 以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が<u>原則2件程度</u>の工事を管理することができる。 近接した場所 かつ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性 施工にあたり相互に調整を要する工事 密接な関係のある工事 が認められる工事 又は

H26.2より全国で適用

(*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用) 要件の緩和



密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲 の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】 (例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの •相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの 適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要